

地域活性化対策「活動計画策定事業」 の活用について

**令和4年1月
東海農政局農村計画課**

■ 地域活性化対策のうち活動計画策定事業 【令和4年度予算概算決定額 9,752（9,805）百万円の内数】

○ 事業実施主体となる地域協議会に対して、地域の活動計画づくり等の支援を行う。



事業内容等

活動計画策定事業

農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による次の①から③までの取組に係る活動計画づくりを支援

- ①都市と農山漁村の人々が交流するための取組**
 - ・教育旅行農業体験、地域資源を活かした体験プログラム等
- ②都市住民が農山漁村に定住するための取組**
 - ・定住促進体験ツアー、お試し暮らしの実験等
- ③農山漁村で暮らす人々が引き続き住み続けるための取組**
 - ・公共交通予約アプリの開発、買い物支援、見守りサービス等

【具体的な事業内容】

(1)地域の活動計画の策定	ア アドバイザーを活用した ワークショップ の開催 イ 先進地視察・セミナー参加 ウ 活動計画の策定
(2)体制構築及び実証活動等	ア 取組を実施するための 体制構築 イ 取組の具現化に向けた 実証活動 ウ 取組の具現化のためICT等 専門的スキルの活用

※上記のうち、(1)イ及び(2)ウの取組以外の全ての取組を実施することが必要



地域の活動計画の策定
（ワークショップの開催）



体制構築及び実証活動
（高齢者の移動確保）

交付額			
【基本額】 1年目の上限額500万円 2年目の上限額250万円 3年目は0万円 【条件不利地域の場合】 各年度基本額に 100万円を加算 【専門的スキルを活用する場合】 各年度基本額に 250万円を加算	1年目 合計上限850万円		
	基本額 上限500万円	2年目 合計上限600万円	3年目 合計上限350万円
	条件不利地域 100万円加算	条件不利地域 100万円加算	条件不利地域 100万円加算
	専門的スキルの活用 250万円加算	専門的スキルの活用 250万円加算	専門的スキルの活用 250万円加算

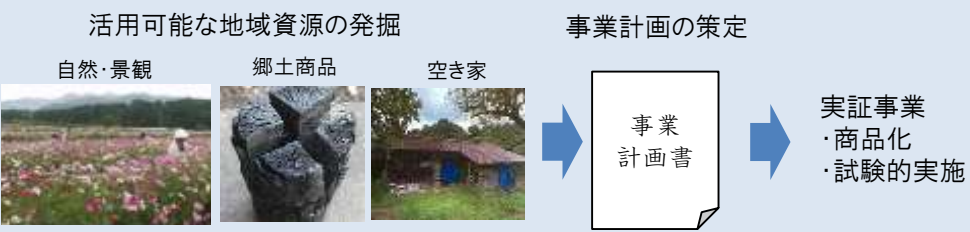
活動計画策定事業の具体的な活用イメージ

○スモール・ビジネスの育成

地域資源を活用して、規模は小さくても**外貨を獲得するための事業計画**を策定して実践

(取組の例)

- ①スモール・ビジネスにおいて有用な地域資源や自然環境について、地域住民や地元企業等で**ワークショップ（話し合い）**を実施
- ②経営戦略や収支に係る**事業計画**を策定
- ③**実施体制**を構築の上で**実証事業**を行い、事業の本格化につなげる
- ④ ①～③の活動に伴走する**専門スキルを持ったアドバイザーを活用**



○地域の将来プランの策定

集落機能を継続・維持していくため、地域住民の主体的な参画による、**地域の現状把握と将来プランの策定**

(取組の例)

- ①**アドバイザーとともに、農業就業人口等の現状把握、人口の安定化のための目標**の検討
- ②**ワークショップ（話し合い）**を通じて、自治会、行政機関、農業法人、商工・福祉・子育て等各団体の関係性を見える化し、**地域運営の強み・弱みを整理**
- ③農業法人等を中心に取り組むべき活動と目指す姿＝「**将来プラン**」を策定
- ④市町村等との連携した**実施体制のもとでプランを実践**

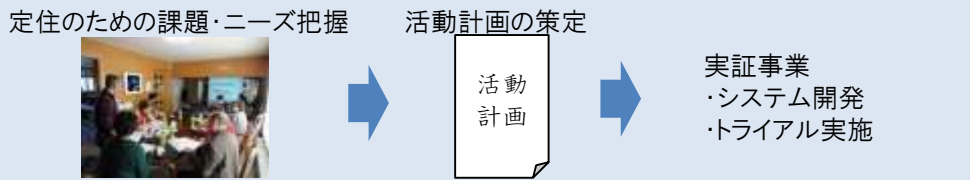


○スマート定住構想の実践

ICTを最大限活用して、定住条件を強化するための総合的な活動計画を策定して実践
(令和元年度より全国13カ所で実施)

(取組の例)

- ①**先進地視察、ワークショップ**を通じて、**定住のための課題・ニーズの把握**
- ②買い物、交通、福祉、教育、農業などの分野において、**ICTを活用したシステム開発など活動計画**を策定
- ③協議会等の**実施体制**を構築し、活動計画に基づく**実証活動**を実施
- ④①～③の活動に伴走する**専門スキルを持ったアドバイザーを活用**

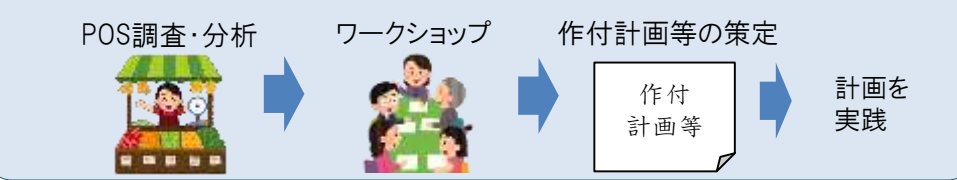


○スマートフードシステムの実践

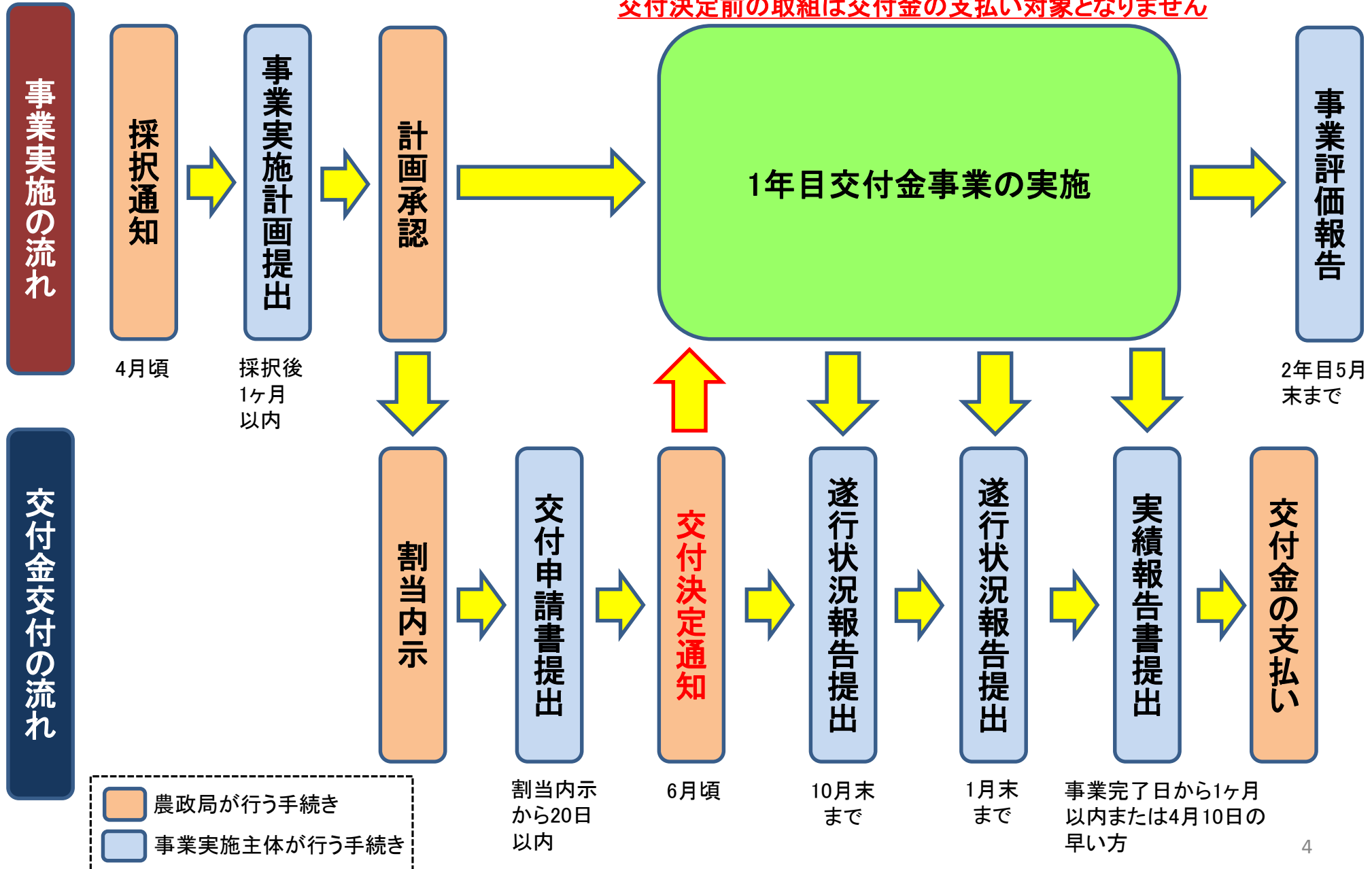
地域の直売所におけるPOSデータを調査し、消費者ニーズを分析することで、直売所の運営計画や生産者の作付計画に反映

(取組の例)

- ① **地域の直売所のPOSデータを調査し、消費者ニーズを分析することで、地域の需要を見える化**
- ② ①を踏まえ、地域の生産者や地域の消費者等で、**ワークショップ（話し合い）**を実施し、**直売所の運営計画や生産者の作付計画**を策定
- ③ 直売所の運営者や生産者が、②で策定した**計画を実践**

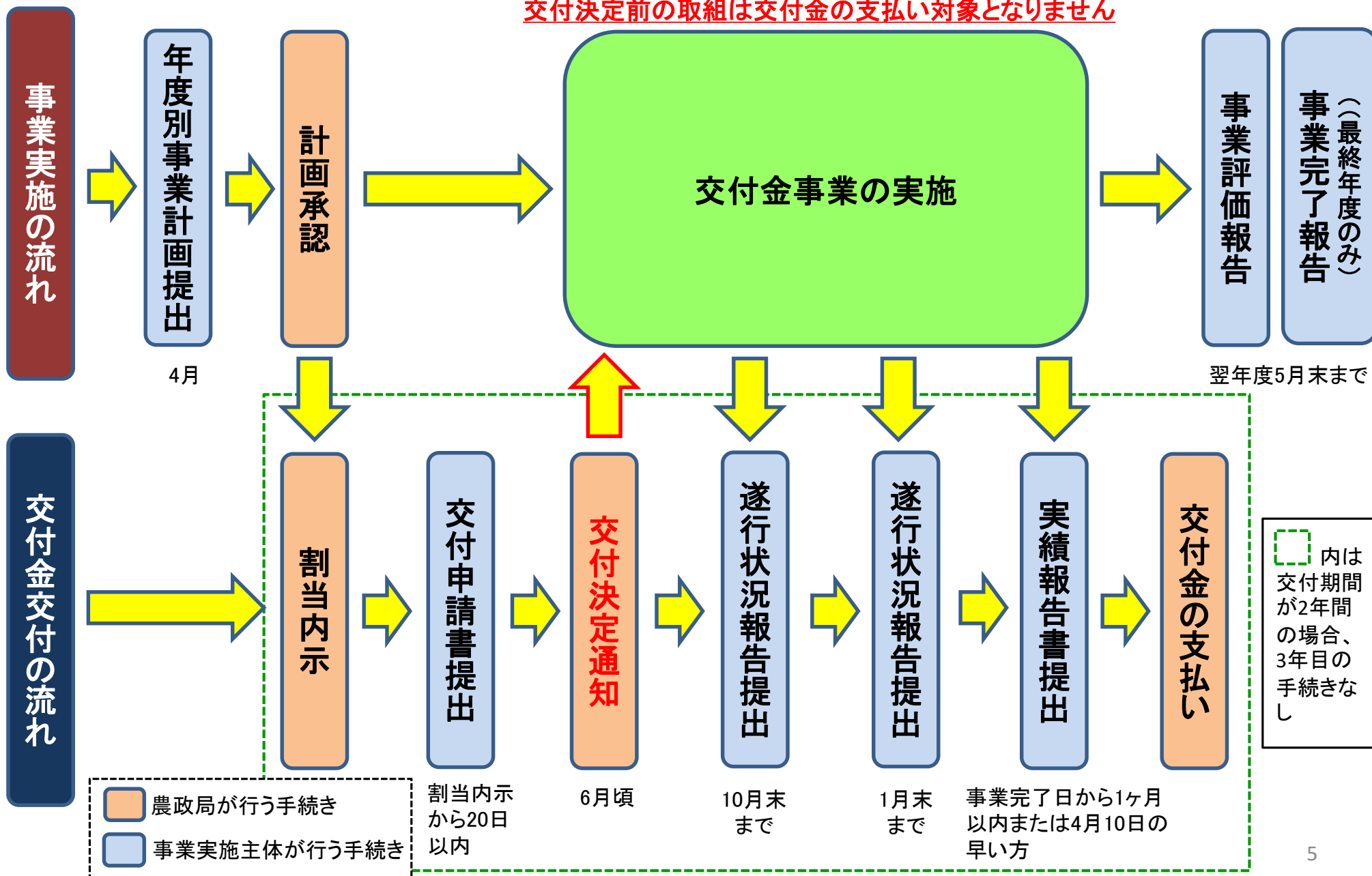


交付決定前の取組は交付金の支払い対象となりません



農山漁村振興交付金（地域活性化対策のうち活動計画策定事業） 2年目以降の交付金事業の流れ

交付決定前の取組は交付金の支払い対象となりません



事業活用に当たってよくある質問

Q1 公募の結果はいつわかりますか？

A1 通常、締切の1か月後頃。

Q2 交付金交付候補者に選定された後、いつから事業に着手できますか？

A2 選定通知から1か月以内に地方農政局長等あてに事業実施計画書を提出し、事業実施計画承認後、更なる手続きを経て交付金交付決定通知以降となります。

Q3 候補者選定以降、交付決定まではどのような手続きが必要ですか？

A3 交付決定までの手続きは以下のとおりです。
地方農政局長等あて事業実施計画書承認申請 ⇒ **計画承認通知**
地方農政局長等から事業実施主体あて割当内示（北海道以外）
地方農政局長等あて交付申請 ⇒ **交付決定通知**

Q4 交付金による支援はどの時点から対象となりますか？

A4 支援の対象は交付決定後の取組とし、交付決定以前の取組は支援の対象とはなりません。

Q5 交付金の支援の対象とならない経費はありますか？

A5 支援の対象とならないのは、活動を維持するための運転資金、初期投資費用（事業完了後も使用する備品、調度品等）、汎用性の高い物品購入費用、事業実施主体及びその構成する団体の経常的運営に要する経費（協議会構成員や通年雇用する事務補助職員の人件費等）等がありますので、事前に所管する地方農政局等に確認してください。

Q6 交付金はいつ支払われますか？また、概算での支払いは可能ですか？

A6 交付金の支払は、事業終了後の精算払（後払い（実績精算）とする）が原則となりますので、事前に取り組に要する費用の全額を用意していただく必要があります。
また、事業終了前の支払い（概算払）については、条件が整った場合に行うことがありますが、様々な制限が設けられています。

